

改正の趣旨

平成19年4月1日より、町民の方に公募委員として町政に参画していただくために、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則を施行しています。

公募委員は、町民の方からの視点で町政などについて様々なご意見等をいただくことを目的としているため、応募資格に「本町を含む行政機関の職員又は町の町議会議員でない者」という制限を設け公募を実施してきたところです。

しかし、公募委員へ応募する方が全庁的に慢性的に少ないこと、また、行政職員ならではのアイデアや経験等を生かしていただける可能性は十分にあることから、他の自治体の職員等を対象とする規定への一部改正を行うものです。

さらに、公募委員応募申込書にある応募者のチェック欄について、選任基準の一つである再任規定についても応募者に必要とされる条件となるため、追記しました。

改正内容

①寒川町審議会等の委員の公募に関する規則 第5条第1項第3号（応募資格等）抜粋

改正前	改正案
(3)本町を含む行政機関の職員又は 本町の町議会議員でない者	(3)本町の行政機関の職員でない者 (4)本町の議会議員でない者

②寒川町審議会等の委員の公募に関する規則 別記様式（第8条関係） 抜粋

改正前

応募資格 (選任日時点)	☐ 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。 ☐ 寒川町の他の審議会等の委員に選任されていない。 ☐ 寒川町を含む行政機関の職員でない。 ※全てに当てはまらなければ、応募はできません。
-----------------	---

改正案

選定基準及び 応募資格 (選任日時点)	☐ 応募する審議会等の公募委員に選任された場合において、次のいずれにも該当しない。 ・当該公募委員に3回連続で選任されることとなる。 ・当該公募委員に2回連続で選任され、その職を退いてから2年以上経過しないで当該公募委員に選任されることとなる。 ☐ 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。 ☐ 寒川町の他の審議会等の委員に選任されていない。 ※全てに当てはまらなければ、応募はできません。
---------------------------	--